非鉄金属第二次製錬・精製業（亜鉛に係るものに限る。）		
溶融めっき業（溶融亜鉛めっきを行うものに限る。）	○・一	

備考

中欄に掲げる業種に属する特定事業場が同時に他の業種に属する場合において、改正後の省令別表第一又はこの表により当該業種につき異なる許容限度が定められているときは、当該特定事業場に係る排出水については、それらの許容限度のうち、最大のものを適用する。